

○日野市平和派遣事業補助金交付要綱

平成26年 5 月 14 日

制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、広島・長崎・沖縄での平和行事への参加又は平和関連施設の視察などを通して、親子等で恒久平和について学びあいその成果を広く市民に報告発表する事業について補助金を交付するため、日野市補助金等の交付に関する規則（昭和42年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって次世代につなぐ恒久平和の市民意識の高揚に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象は、広島、長崎又は沖縄の平和行事参加又は平和関連施設の視察を行い、その成果を広く市民へ報告発表を行う事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

第 3 条 この補助の対象者は、補助対象事業の参加実績のない、市内に住所を有する小学生又は中学生及びその保護者とする。

(報告発表)

第 4 条 補助対象者は第 2 条に規定する報告発表を行うため、市と協議の上、報告資料の作成・展示及び市民報告会での発表を行うこととする。

(補助対象経費)

第 5 条 この補助の対象経費は、第 3 条に規定する対象者に係る下記の経費で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る交通費・宿泊費
- (2) 補助対象事業に係る平和関連施設入館料
- (3) 補助対象事業に係る平和関連図書等購入費
- (4) 前条に規定する市民報告会に係る報告資料作成に要する印刷製本費等

(補助金額)

第 6 条 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付し、補助金の額は、派遣先に応じて市長が別に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ平和派遣事業補助交付申請書（第1号様式）に実施計画書を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に対し平和派遣事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者が実施計画を変更（中止を含む）しようとする場合は、市長に平和派遣事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を提出し、申請するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止を承認したときは、平和派遣事業補助金変更交付申請承認書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた申請者は、補助対象事業実施後、平和派遣事業補助金請求書（第5号様式）に事業実績報告書を添えて市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、補助金を受けた者に対し、必要に応じて関係書類の説明を求めることができる。

(返還命令)

第12条 市長は、補助金を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 目的を実行する見込みがなくなったとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。